

環水大管発第 2503266 号
令和 7 年 3 月 26 日

各

都道府県
市
特別区

 水道行政担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の
一部改正について」の留意事項について

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。）に定められているところですが、令和7年3月26日付けで公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件」（令和7年環境省告示第25号）をもってその一部が改正され、令和7年4月1日から適用されることとなりました。

この改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項を取りまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしましたので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導につき特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第1 検査方法告示の改正に伴う留意事項

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）について、昨今の分析技術を取り巻く環境の変化から見直しが必要とされた検査方法について、所要の改正を行った。

この改正に係る留意事項は次のとおりである。

- 1 別表第12において、有害物質の低減を推奨する観点から、測定条件の例をエチルアルコールの条件（発色剤の流量及び検出器の波長）としたが、N、N-ジメチルホルムアミドを発色剤の溶媒としたこれまでの条件で測定しても差し支えはない。また、発色剤をエチルアルコールに変更又は検査条件の変更を行う場合は、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成24年9月6日付け健水発0906第1～4号。最終改正：平成29年10月18日付け薬生水発1018第1～4号）に基づく妥当性評価を行うこと。

第2 関係通知の改正

- 1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）の一部改正について

(1) 当該通知の別添4及び別添5を、別紙新旧対照表のとおり改正すること。

第3 適用日

令和7年4月1日から適用すること。